

農地法第5条第1項第6号の届出

提出書類		部数	備考
1	届出書	3	申請人数+1部
2	届出土地の登記簿謄本	1	法務局(原本)
3	届出土地を含めた付近の状況を表示する図面(位置図)	1	マーカーで色づけすること
4	仮換地証明書及び仮換地図面	1	村都市建設課 (コピー不可)
5	届出土地が賃貸借関係にある場合は農地法第18条の解約証明書	1	
6	その他必要と思われる書類	1	

【注意事項】

1. 他法令の許認可、届出等を必要とする場合は、許可証明書又は申請したことを証する書面を添付して下さい。
2. 登記簿謄本、仮換地証明書及び仮換地図面は、発行から3か月以内のものとする。
3. 一筆の土地の一部転用する場合は、分筆登記を先に済ませて下さい。
(やむを得ない場合は土地の確定に必要な地積測量図を添付して下さい。)
4. 登記簿上の表示と現在の表示が符号しない場合は住民票、戸籍抄本等で同一人であることを証する書類を添付して下さい。
5. 申請人が法人の場合は、定款又は寄付行為、法人登記簿謄本、議事録の写しを添付して下さい。
6. 譲受人及び譲渡人それぞれが2名以上での届け出の場合は、二人目以降を別紙に記載し割印押印の上添付して下さい。
また、土地の所在等についても、入りきれない際は別紙に記載し割印押印の上添付して下さい。
7. 市街化区域内において南上原土地区画整理事業区域外の申請については4番の提出書類の代わりに都市計画用途地域証明書(村都市建設課)を提出して下さい。

※ 提出書類は1～6番の順に揃えて提出して下さい。